

|                                                                     |                                                                                                |               |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 締約国に関する情報<br>GH                                                     | ガ ー ナ<br>一 般 情 報                                                                               | 附属書 B 1<br>GH |
| 国内官庁の名称                                                             | Registrar General's Department (Ghana)<br>(登録長官部 (ガーナ))                                        |               |
| 所在地                                                                 | Opposite the Ghana Newsagency Building, Accra, Ghana                                           |               |
| 郵便のあて名                                                              | P. O. Box 118, Accra, Ghana                                                                    |               |
| 電話番号                                                                | (233-21) 666 469, 666 081, 664 691-3                                                           |               |
| ファクシミリ装置                                                            | (233-21) 662 043, 665 363, 667 609                                                             |               |
| 加入電信番号                                                              | —                                                                                              |               |
| 電子メール                                                               | regengh@ncs.com.gh                                                                             |               |
| インターネット                                                             | —                                                                                              |               |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法                                            | ファクシミリ装置                                                                                       |               |
| 送付することができる書類の種類                                                     | すべての書類                                                                                         |               |
| 書類の原本提出義務                                                           | 送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正、委任状若しくは譲渡証を含む差替用紙である場合のみ、送付の日から1箇月以内に提出<br>他の書類の場合は、請求がない限り提出義務はない |               |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？<br>(PCT規則82.1) | 受理する。ただし、DHL, Express Mail Service 又は Federal Expressの配達サービスを条件とする。                            |               |
| ガーナの国民及び居住者のための管轄受理官庁                                               | 出願人の選択により、登録長官部 (ガーナ)、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)                                             |               |
| ガーナが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁                                | 国内保護：登録長官部 (ガーナ) (II巻参照)<br>ARIPO保護：ARIPO事務局 (II巻参照)                                           |               |
| ガーナを選択できるか？                                                         | できる (PCT第II章に拘束)                                                                               |               |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類                                                   | 国内：特許, 実用証<br>ARIPO：特許, 実用新案 (実用新案は、ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)                         |               |
| 国際型調査に関するガーナの規定                                                     | 1992年特許法第19条(1) (PNDCL 305A)                                                                   |               |

[次頁に続く]

GH

ガーナ (続き)

GH

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

1992年の特許法第26条の規定により、国際出願を英語で行った場合には、特許前であるがPCT第21条に基づく国際公開の日後にされた行為について、同特許法第59条で規定する救済を請求することができる。国際出願を英語以外の言語で行った場合には、出願人が当該国際公開の英語への翻訳文を侵害者に送付し、更に侵害者がその翻訳文を受領した後にした侵害行為についてのみ、同特許法の規定を適用する。

ARIPO特許を目的とする指定の場合：

なし

ガーナが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

ガーナが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし

ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関（AP）を参照